

環境アセスメントに係るお知らせ

平成29年11月30日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき（仮称）川崎区東扇島物流施設開発事業に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 東扇島プロパティ-特定目的会社 取締役 松澤 和浩
	指定開発行為の名称	（仮称）川崎区東扇島物流施設開発事業
	指定開発行為の種類	大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区東扇島7-1 他
	指定開発行為の目的	物流施設の建設
	指定開発行為の内容	延べ面積：約299,950㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成29年11月 完了予定：平成36年 8月
	環境影響評価の手続経過	平成29年 5月16日：指定開発行為実施届出 平成29年 5月23日：条例環境影響評価準備書公告 平成29年 9月29日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所 環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
	縦覧期間及び時間	期 間：平成29年11月30日（木）から 平成30年 1月 4日（木）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除く。 時 間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて当該条例環境影響評価書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-0-0-0-0-0-0-0.html
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156